

3 会 監 第 68 号

令和 3 年 8 月 6 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

### 定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

#### 記

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

#### 2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、企画調整課庁舎整備室、企画調整課スマートシティ推進室、地域づくり課、秘書広聴課、情報統計課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）
- (2) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課及び廃棄物対策課）
- (3) 農政部（農政課及び農林課）
- (4) 選挙管理委員会事務局

#### 3 監査対象期間

令和 2 年度事務執行分

#### 4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

#### 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

#### 6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

#### 7 監査の実施場所及び日程

##### (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和3年5月10日から同年6月28日まで

##### (2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和3年6月29日

## 8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

### (1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

#### ○デジタルガバメント推進調査業務委託について（情報統計課）

当該業務委託については、プロポーザル方式により委託事業者を選定しているが、プロポーザル選考委員会での提案審査で受託候補者に選定されたA社の受託候補者資格が取消され、選考委員会において次順位とされていたアクセンチュア株式会社が受託候補者に決定された経過が認められた。

これは、A社を受託候補者に選定後の最終確認において、所管課が会津若松市一般委託業務に係るプロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第21条第1項の規定に基づきA社の受託候補者の参加資格要件を確認したところ、必要とされる「会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第5条に基づき作成された資格者名簿への登録」がなされておらず、「資格なし」の状況であることが判明したものである。

本来であれば、市は、事前の手続きとして要綱第19条の規

定に基づき、参加意向申出書の提出期限日に、全応募者の参加資格要件を確認し、要件を満たしていないA社に対しては「失格」である旨の「連絡」及び「通知」を速やかに行うべきであった。聞き取りによれば、所管課では参加意向申出書の提出のあった3者に対し、要綱第19条に基づく参加資格の確認を行ったとはいうものの、担当者1人による確認であり、A社の「資格なし」の状況を見落とし、全応募者が有資格者であるとの認識により、その後の手続きが進められてしまった。

その結果、A社も含めた3者がプレゼンテーションに参加、その後の選考委員会においてA社が受託候補者に選定され、最終的な資格審査の段階で改めて資格要件を確認した際に、必要な入札参加資格者名簿への登録要件を満たしていないことが判明した。A社に対しては、本来、要綱第19条に基づく「失格」（資格なし）として扱うべきところを要綱第21条第2項に基づく受託候補者資格の「取消」という対応を取らざるを得なかったものである。

A社が入札参加資格者名簿への登録更新手続きを失念していたという事実があったが、市が要綱に沿った審査手続きを適切に進めていればA社は審査会に参加しておらず、A社及び選考委員が審査に係る時間や労力を費やすことはなかった。また、このようなことから市のプロポーザル選考に対する信頼性を損なう結果に至ったことは誠に遺憾である。

さらに、受託候補者資格が取消となったA社が選考委員会

で第1順位の候補者であったことを顧みれば、市としても当該プロポーザル審査において最善の結果を享受できなかったとも言える。以上のことから公正性を確保したうえで、早急に改善策を講ずる必要がある。

市においては今回の反省を踏まえ、情報統計課では課内の確認体制の強化に取り組むとともに、契約検査課ではプロポーザル方式による事業者選定が全庁的な影響を及ぼすものであることから令和3年3月に要綱の一部を改正し、庁内に対して注意喚起を行ったところである。その主な改正点としては、応募者自らによる参加資格要件の確認（参加意向申出書への入札参加資格登録状況の記載）及び市による参加資格要件の確認（参加意向申出者に対する参加資格要件を満たしているか否かの通知）があるが、発注者・応募者、双方の明確な役割が位置づけられたことは評価に値する。

また、契約検査課からは、職員に対する周知徹底を図るために、要綱に基づく事務手続きの詳細を記載した手引書の改訂とともに説明会の開催が示されたところである。

プロポーザル方式による事業者選定は徐々に浸透しているものの、その手続きは複雑化していることから、応募者及び市の双方にとってより分かりやすい確認のあり方についても検討されたい。

特に、入札参加資格要件の確認については、事業者選定及び契約締結における重要かつ基本的な事項であることから、今後、市のシステムの切り替えに当たっては、こうした人為

的なミスを未然に防止できるような機能の付加についても検討されるよう求めるものである。